❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊

**令和７年度**

**市内一斉清掃　実施要領**

❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊❊

**１　目的**

**市民一人ひとりが市内一斉清掃に参加することにより、地域の環境美化と環境美化意識の高揚を図り、住みよいまちづくりを進めることを目的とする。**

**２　日時　　　令和７年７月１３日（日）　午前６時～１１時**

**（清掃センター受入時間）**

**※　大雨・荒天の場合のごみの搬入については、各自治会で判断願います。**

**（清掃センターでは、受入体制をとります。）**

**※　スマートＩＣにかかる工事により清掃センター周辺道路が終日片側通行となっています。時間及び搬入車両台数に余裕を持ってお越しください。**

**３　対象区域　　　市内全域**

**４　スローガン　　　「ごみのない美しいまち、できることからはじめよう」**

**５　主唱　　　クリーン三木促進会議・三木市**

**６　推進機関・団体（順不同）**

**三木市区長協議会連合会　　　　　　三木市保健衛生推進協議会**

**三木市子ども会育成会連絡協議会　　三木市連合ＰＴＡ**

**三木市老人クラブ連合会　　　　　　三木市商店街連合会**

**三木商工会議所　　　　　　　　　　吉川町商工会**

**一般社団法人三木青年会議所**

**７　実施内容**

**自治会単位で地域住民参加のもとに、生活道路、河川、水路、側溝及び空き地等、日頃清掃のできない場所の草刈り、清掃等を行うものとします。**

**８　ごみ等の処理方法**

**(1)　市内一斉清掃によって出されたごみ等は、次のとおり分別し、清掃センターに搬入してください。**

**ア　草・木類（草木は、資源化（堆肥化）するため、土砂と混載しないでください。）**

**イ　土砂･泥類（土砂等で地元地域内において還元できるものは、適正な場所に還元してください。）**

**(2)　ごみ等を三木市清掃センターへ搬入する場合には、地元で車両を準備し、必ず、次の事項を遵守して搬入ください。**

**ア　搬入については、必ず、搬入許可証を１回毎・１台に付き・１枚持参してください（許可証の無い車両は、受入れできません。また、同一車両で複数回往復される場合には、１回毎に１枚の提出をお願いします。）。**

**イ　進入路周辺住民の迷惑にならないよう、運搬の際には、必ず、飛散防止シート又はネット等をかぶせ、ごみ等が落下しないよう注意してください。**

**ウ　搬入の際は、必ず２名以上で乗車し、ごみの荷下ろしについては自治会の方々でお願いします（清掃センターの従事者は、受入業務のため、車両誘導と場内整理等に忙殺されるため補助できません。）。**

**９　実施報告**

**各自治会の長は、衛生常務委員と協議の上、市内一斉清掃について、参加・不参加の旨及び清掃センターへの搬入がある場合は、搬入許可証の必要枚数並びに雨天時連絡先を、同封の「市内一斉清掃予定連絡表」で、６月６日（金）までに三木市清掃センターへ連絡してください。折り返し、搬入許可証を郵送します。**

**10　遵守事項**

**(1)　不慮の事故に備え、一斉清掃当日は熱中症にも対応した傷害保険に加入していますので、万一の場合には、すみやかに事務局までご連絡ください（届出は１週間以内にお願いします。１週間を経過すると保険の請求ができない場合があります。）。**

**(2)　市内一斉清掃により出たごみ等は、ごみステーションには出せません。**

**(3)　地区内で不法投棄されていた産業廃棄物やオートバイ、消火器等の処理困難物や家電リサイクル法対象品、テレビ（液晶・プラズマを含む）・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンやパソコンリサイクル法対象品（パソコン本体・ディスプレイ等）については、当日の受付はできません。後日、平日に搬入してください。**

**(4)　市内一斉清掃当日は、家庭ごみは、持ち込めません。**

**11　お問い合わせ先**

**クリーン三木促進会議事務局（市民生活部環境課(清掃センター内)）**

**TEL：83-2608　FAX：83-2695**